

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各介護予防支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第11報）」の具体的な運用について（通知）

令和2年5月25日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第11報）」問5の取り扱いを、厚生労働省に確認のうえ、整理したので通知します。

記

令和2年5月25日付け厚生労働省事務連絡

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

<厚生労働省の回答>

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行ってれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

<適用時期・方法等に係る厚生労働省見解>

モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、かつ利用者に利用票等について説明し同意を得ていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、サービス提供事業所の休業や、利用者の利用自粛等の理由により当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合、給付管理票の作成を行った場合については、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても算定を可能とする。

また、令和2年5月のサービス利用分以降の請求から適用とし、遡及等を行わないものとする。

なお、介護予防支援費についても、同様の取扱いとする。

※福岡市補足事項

- ・当該月の居宅サービス計画（第1表から第3表）・サービス利用票・サービス利用票別表・モニタリング記録を整備するとともに、事業所休業の旨（確認日・担当者名・休業期間）、利用者が利用を自粛することを確認した旨、本取扱いを行った旨について支援経過に記録し、保管するものとする。
- ・モニタリングや、書面での署名・捺印が必要な場合等の取扱いについては、令和2年2月26日付「新型コロナウイルス感染予防・まん延防止のための居宅系サービス事業所業務に関する臨時的取り扱いについて」を適用する。
- ・介護予防ケアマネジメント費についても、同様の取扱いとする。

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課 在宅指導係
電話:711-4257 FAX:726-3328